

小郡市小規模保育事業所改修費等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、保育需要の受け皿の確保によって待機児童解消を図ることを目的として、賃貸物件等を活用した小規模保育事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（以下「小規模保育事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、その交付については、小郡市補助金等交付規則（平成8年小郡市規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(交付の対象者)

第2条 この補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条の規定により、特定地域型保育事業者（小規模保育事業に限る。）として市長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者で、次条の事業を行うものとする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所等改修費等支援事業（国が年度ごとに定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）に規定する保育所等改修費等支援事業をいう。）のうち、補助対象者が本市域内の賃貸物件等を利用して、改修等により施設を整備する事業に限る。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国交付要綱別表に規定するものとし、次に掲げる費用は含まないものとする。

- (1) 土地や既存建物の買収、土地の整地等の施設整備を目的とする費用
 - (2) その他必要な経費として相当と認められないもの
- 2 補助対象経費のうち、賃借料については、賃貸借契約締結日から開所日の前日までに発生するものに限り礼金等を含み、敷金及び保証金等の預かり金を除く。ただし、礼金等に関しては賃借料の3か月分を上限とする。
 - 3 前項に規定する賃貸借契約締結日が事業採択年度よりも前の年度であった場合、事業採択年度分のみを補助対象経費とする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の額は、国交付要綱に規定する基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を限度として、予算の範囲内で市長が定める額とする。この場合において、算出した補助金の額に1,00

0円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、小規模保育事業所改修費等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)により別に指示する期日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い補助対象事業者の小規模保育事業所改修費等支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合においては、要綱で定めるもののほか、国交付金要綱第6項(13)に定める条件を付すものとする。

(事業内容の変更及び中止)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、小規模保育事業所改修費等支援事業補助金変更・中止申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請内容の変更が軽微なものであると市長が認めるときは、この限りではない。

2 市長は、前項の小規模保育事業所改修費等支援事業補助金変更・中止申請書の提出があったときは、審査の上、小規模保育事業所改修費等支援事業補助金変更承認・不承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の交付決定後、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助金等実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助対象者に小規模保育改修費等支援事業補助金確定通知書(様式第6号)を通知するものとする。

(補助金の交付請求及び概算払)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者(以下「補助金確定事

業者」という。)は、市長に対し、小規模保育改修費等支援事業補助金交付請求書(様式第7号)により補助金の交付請求を行うものとする。

- 2 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認める場合は、補助金決定額の範囲内において、補助金の概算払をすることができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を請求するときは、小規模保育改修費等支援事業補助金概算交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第13条 市長は、補助金確定事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を受けるため、虚偽又は不正な行為があった場合
- (2) 法令、この告示又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (3) 補助金を第3条に規定する補助事業以外の用途に使用した場合
- (4) 補助金交付後5年以内に正当な理由なく事業を変更し、又は施設を閉鎖した場合
- (5) その他市長が必要と認めた場合

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消す旨の決定をしたときは、補助金確定事業者に対し交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について補助金確定事業者に返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。